

署名のお願い

残暑お見舞い申し上げます。

いつも JAL 契約制 CA 雇い止め撤回裁判へのご支援有難うございます。

JAL 契約制 CA 雇い止め撤回裁判の控訴審は、7 月 17 日に証人尋問を終えました。
証人として、契約制度導入時(1994 年当時)に、客室乗務員組合(現 CCU)の委員長だった飯田幸子さんが証言しました。証人は、契約制度導入の目的、経緯について述べ、JAL の契約制度が、一般の有期雇用とは異なり、長期の雇用を前提とした制度であることを明らかにしました。

次回期日は、10 月 9 日(11 時 30 分～12 時)となり、原告本人の意見陳述が行われ、結審を迎える予定です。

つきましては、「公正な判決を求める要請書」の個人署名を高裁に提出し、雇い止め無効の判断を求めたいと思います。

第一次締切りを 10 月 20 日とさせていただきますので、同封の封筒で返送お願いします。
なお、郵送料はご協力下さいますようお願い申し上げます。

まだまだ猛暑が続くようです。くれぐれもご自愛ください。

「JAL 雇い止め CA を空にもどす会」

事務局長 木谷寛子

署名送付先

〒144-0041 東京都大田区羽田空港 第1旅客ターミナル

JAL キャビンクルーユニオン内 「JAL 雇い止め CA を空にもどす会」

TEL:03-5756-0888 FAX:023-5756-0886

E-MAL:backtosky2010@gmail.com

JAL 契約制客室乗務員雇い止め事件の

公正な判決を求める要請書



平成 23 年（ネ）第 7789 号

東京高等裁判所第 19 民事部イハ係 御中

控訴人は 2008 年 5 月契約制客室乗務員として JAL に入社し、約 2 年間、航空法で定められた資格要件を全て満たし乗務していました。しかし当時の上司から人格を傷つけるような発言を繰り返され退職を迫られました。退職に応じない控訴人に対し、JAL は事実とは異なる多数の事例を並べ 2010 年 4 月 30 日付で一方的に雇い止めにしました。控訴人はこの雇い止めは無効であるとして 2010 年 7 月 26 日 JAL と当時の上司を相手に東京地方裁判所に提訴しました。

2011 年 10 月 31 日に東京地方裁判所が出した判決は、当該上司による退職強要の一部を認めたものの、執拗に繰り返されたパワハラの実態や、雇い止めの理由とされた事例の捏造や、評価票の改ざん等の証拠を無視しました。そして被控訴人の主張をそのまま認定し雇い止めは有効とする不当なものでした。

このような判決は、企業の非正規化を一層助長させ、労働者全体の雇用不安に拍車をかけることになり、社会的にも許されるものではありません。

貴裁判所におかれましては、これまでの証拠を十分精査され、公正な立場で判断されることを要請致します。

氏名	住所

<署名送付先>

〒144-0041 東京都大田区羽田空港 3-3-2 第 1 旅客ターミナル

日本航空キャビンクルーユニオン内「JAL 雇い止め CA を空にもどす会」

Tel : 03-5756-0888 Fax : 03-5756-0886 Email : backtosky2010@gmail.com